

無影灯

2022年12月

地方独立行政法人  
岐阜県総合医療センター

## 1. 場所・期限

納入場所: 中央手術室

納入期限: 2023年5月31日(水)

## 2. 品名・規格・数量

品名: 無影灯

品名・規格	単位	数量
<b>【1】山田医療照明(株)</b>		
IMX CJ リプラ 主灯・TVカメラアーム	台	5
IMX CJ シングル 主灯	台	6
IMX CJ シングル 副灯	台	11
モニターハンガー	台	1
設置作業		
もしくは		
<b>【2】ドレーゲルジャパン(株)</b>		
Polaris 600 ・ 術野カメラアーム	台	5
Polaris 600	台	17
モニターアーム	台	1
設置作業		
又は【1】もしくは【2】と同等のものとし、かつ次の①～⑥までの要件を満たすこと、および⑦～⑩の中から2項目以上に該当すること。	式	1

- ① 手術室によって、灯体と術野カメラの2本のアームおよび灯体のアームの構成の場合と、灯体アーム2か所の構成であること。  
灯体は主に主軸より個別に360°異常の回転範囲を有し、術野カメラは300°以上の回転範囲を有すること。  
さらに、内視鏡用モニタのアームを1つの手術室に設置すること。
- ② 灯体アーム上下可動範囲は主灯・副灯ともに、水平位置より上方に10°以上、下方に45°以上の昇降範囲を有すること。
- ③ TVカメラアームの上下可動範囲は、水平位置より上方に40°以上、下方に40°以上の昇降範囲を有すること。
- ④ 無影灯の最大照度は、点灯後3時間以上経過しても照射距離1mにおいて、100,000LUX以上あること。
- ⑤ 使用光源はLEDであること。
- ⑥ 光源には青色LEDを使用していないこと。

もしくはLEDの色温度を3,800K～5,600Kの範囲内で4段階以上の選択ができること。

- ⑦ 焦点調整、集光深度調整(フォーカス)は脱着可能な滅菌ハンドルと、灯体に設置されているサイドフォーカスノブ(2ヶ所)の計3ヶ所で行えること。
- ⑧ 深部照射用の深部照射ブースト機能を有すること。
- ⑨ 手術中の調整作業軽減の為、一度の操作で2灯の操作(電源ON、照度、色温度)ができるシンクロナイズ機能を有すること。
- ⑩ 手術中に清潔エリアの術者が無影灯の操作(照度、照射野)の調整ができるようにタッチコントロール機能を有すること。

### 3.提出書類

納品書、納入品のリスト及び写真(電子データ)、請求書 他 付属書類

### 4. 入札に関する基本要件

- (1)保守体制・障害支援体制に関しては以下の要件を満たすこと。
  - ・ 病院職員の立会いのもと、機器及び連携する装置等(ハード及びソフトウェア)全体が正常に動作することを確実に確認するとともに、納入後1年以内の通常使用による故障及び障害に対しては、無償保障に応じること。
  - ・ 無償保障期間中の障害発生時には速やかに所要の保守修理に応じるよう点検保守体制を整えること。
  - ・ 障害時において、迅速なるサービスが対応されていること。
- (2)据付・搬入・配線・撤去・調整等の設置条件に関しては以下の要件を満たすこと。
  - ・ 病院職員と協議の上、病院の承認後に着工するものとする。
  - ・ 設置工事に係る費用は、請負業者負担とする。
  - ・ 機器搬入にあたっては、その搬入経路の壁床等に養生・補強等を施すこと。また、別途指示のあった場合はその指示の通りとすること。万一、発注者の建物及び物品に損傷を与えた場合は、職員に報告するとともに、速やかに現状に復すること。
  - ・ 万一、機器搬入及び据付工事の際、過って病院の躯体、設備、器物等に損傷を与えた場合は、自己の負担において速やかに修復すること。
  - ・ 機器搬入及び据付工事に必要とする病院内での一般光熱水費は原則として病院が負担する。但し、溶接ガス等特殊なものは請負業者負担とする。
  - ・ 撤去後の機器については、院内の病院職員の指定する場所へ移動すること。
- (3)教育訓練等に関しては以下の要件を満たすこと。
  - ・ 教育訓練は病院の職員と協議の上、指定する日時、場所で行うこと。
  - ・ 操作マニュアルは各装置について日本語版を各1部提供すること。
- (4) 売買契約後、納品までの間に新機種開発により同等機種以上の性能があり、型式変更または機能付加された場合は病院と協議の上、病院の指定する機種を契約金額内にて納入すること。またそれにより設置条件等に変更が生じた場合、速やかにその情報を病院へ提供し、病院と協議を行い納期に支障を来さないようにすること。
- (5) 納入スケジュールについて、病院職員の指示に従うこと。

(6)その他本仕様書に記載されない事項については適宜病院との協議に応ずること。

## 特記仕様書

### 1. 妨害又は、不当介入に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。

2. 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了できないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。